

平成21年(行ウ)第49号 木曾川水系連絡導水路事業公金支出差止請求事件

原告 小林 收 ほか91名

被告 愛知県知事 ほか 1名

求釈明書

2011(平成23)年10月13日

名古屋地方裁判所 民事第9部 A2係 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 在 間 正 史

同 高 森 裕 司

同 濱 嶋 将 周

同 小 島 智 史

原告第9準備書面第5の求釈明に対して、被告らから準備書面10によって釈明がなされたが、原告の求釈明に答えておらず不十分であるので、求釈明する。

第1 原告第9準備書面の求釈明について

1 被告準備書面9の主張・反論の要点

被告は、被告準備書面1 p 4を引用し、「木曾成戸地点における河川流量（原告代理人注・基準流量の誤記であろう）を50m³/sとする取り扱いは、木曾三川協議会により昭和40年に決定された木曾三川水資源開発計画等に基づく取り扱いとして行われてきたものであること、平成17年度になされた塩化物イオン濃度の観測結果は、その取り扱いが相当であるかを検討するべく、ヤマトシジミの生息と木曾成戸地点における流量の関係の検討を行ったというものである。」、「木曾成戸地点における維持流量はそれまでの歴史的経緯を踏まえて50

m³/sと設定されたものであって、木曽成戸地点下流におけるヤマトシジミの生息に関する調査はこの設定が相当であるかを検討したものである」と繰り返し述べ（被告準備書面9 p 4、6）、ついには「ヤマトシジミの生息のために必要な流量として河川維持流量が定められたものではないのである」と主張している（被告準備書面9 p 8）。

2 議論の前提（木曽川水系河川整備基本方針・整備計画の河川維持流量の設定）

本件導水路事業の根拠は、木曽川水系河川整備計画において、流水の正常な機能の維持に関する目標として、動植物の生息・生育等の河川環境を改善するため、木曽川では、木曽成戸地点において、異常渇水時〔平成6年（1994）渇水相当〕には徳山ダム渇水対策容量の利用により40 m³/sの流量を確保して、維持流量の一部を回復すると記載されていることである。その前提となり、根拠となっているのが、上記の一部が回復される維持流量である、木曽川水系河川整備基本方針における木曽川の今渡地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量のかんがい期概ね150 m³/s、非かんがい期概ね80 m³/sの一部をなす河口～木曽川大堰（成戸地点下流）の河川維持流量50 m³/sである。

木曽川水系河川整備基本方針における木曽川の流水の正常な機能を維持するために必要な流量の根拠資料は乙46基本方針資料であり、さらにそれを具体的に説明した根拠資料は乙47基本方針説明資料である。乙46基本方針資料p 41で、動植物の生息または生育として、河口から木曽川大堰区間においては50 m³/sとし、その根拠として、感潮域における代表種であるヤマトシジミの生息・産卵に必要な流量を算出すると木曽川大堰下流で約50 m³/sとなると述べ、乙47基本方針説明資料p 10～14で、A区間（河口から木曽川大堰区間）においては、ヤマトシジミを対象に、斃死が起こらない流量を設定するものとし、塩素イオン濃度と流量の関係式を作成し、ヤマトシジミが生存できる限界という塩素イオン濃度11,600 mg/Lを上回らないのに必要な流量は概ね50 m³/s以上であることを確認した述べているものである。

被告も自認するように、木曽川水系河川整備基本方針の流水の正常な機能を維持するために必要な流量として木曽成戸地点下流における河川維持流量50 m³/sの設定が相当であるかを検討するために、基本方針説明資料記載のように当該区間の代表種であるヤマトシジミの生存に必要な流量によって検討がなされたので

ある。

3 求釈明

(1) 被告は、「ヤマトシジミの生息のために必要な流量として河川維持流量が定められたものではないのである」と主張している（被告準備書面9 p 8）。

それでは、被告は、木曾成戸地点より下流の河川維持流量50m³/sは何のために定められたというのか。また、その目的について、どのような検討作業を行って根拠づけられて、上記河川維持流量が定められたというのか。

(2) 被告は、「平成19年11月22日に開催された第9回木曾川水系流域委員会において、木曾成戸地点における維持流量50m³/sの科学的根拠に関する議論がなされたが、その議論を踏まえて木曾川水系河川整備計画の内容が検討され（甲22）、その後の法定手続を経て同整備計画が適法に策定されたのである。」と主張する。

木曾川水系河川整備計画が「適法に」策定されたという具体的な根拠は何か。

(3) 被告は、「木曾成戸地点における維持流量はそれまでの歴史的経緯を踏まえて50m³/sと設定されたもの」と主張する。

被告は、上記のことを含めて、木曾川水系河川整備基本方針および同河川整備計画が適法に策定されたことを明らかにする人証による立証は行わないのか。

第2 被告準備書面10の内容

1 上記求釈明(1)について

木曾成戸地点における維持流量50m³/sは、過去から経験的に行われてきた取り扱いという歴史的経過を前提として、木曾成戸地点下流におけるヤマトシジミの生息に関する調査はこの設定が相当であるかを検討したものであるという被告準備書面9 p 4、6と同旨のことを繰り返し述べている。

上記求釈明のうち、第2点の「その目的について、どのような検討作業を行って根拠づけられて、上記河川維持流量が定められたというのか。」について答えるだけで、核心である第1点の「木曾成戸地点より下流の河川維持流量50m³/sは何のために定められたというのか。」については答えていない。意識的に、第1点に対する回答を避けているものといわざるをえない。

2 上記求釈明(2)について

木曾川水系工事実施基本計画は、河川法が規定する河川整備計画を定めるのに必要な手続を経て定められたものであり、所要の手続を経た上で、適法に策定されたものと述べる。

上記求釈明は、被告が、第9回木曾川水系流域委員会において木曾成戸地点における維持流量50m³/sの科学的根拠に関する議論がなされたが、その議論を踏まえて木曾川水系河川整備計画の内容が検討され、同整備計画が適法に策定されたと主張しているもので、単に河川法の定める手続を経たことだけでなく、どのような内容の検討がなされて木曾川水系河川整備計画は「適法に」策定されたというのかという、検討内容を明らかにした具体的な根拠も求釈明しているのである。これに対する被告の釈明は、これについては沈黙して、単に、河川法が定める手続を経たことを以て、木曾川水系工事実施基本計画は適法に策定されたというものである。

3 上記求釈明(3)について

木曾川水系河川整備基本方針および同河川整備計画が内容において適法に策定されたことを明らかにする人証による立証については、釈明を拒絶した。

第3 被告準備書面10を踏まえての求釈明

- 1 被告は、木曾川水系河川整備基本方針の木曾成戸地点より下流の河川維持流量50m³/sは何のために、何を目的として定められたというのか。
- 2 被告が木曾川水系河川整備計画が「適法に」策定されたという具体的な根拠は、単に河川法が定める手続を経たことなのか。
- 3 被告は、木曾川水系河川整備基本方針および同河川整備計画が内容において適法に策定されたことを明らかにする立証は行う意思がないと見てよいか。